

## 入札説明書

北九州市公告第844号(令和7年12月12日付)に基づく、「プラスチック使用製品廃棄物再商品化等業務委託」の総合評価一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 契約内容に関する事項

#### (1) 委託業務名

プラスチック使用製品廃棄物再商品化等業務委託

#### (2) 業務内容

市の指定袋で収集したプラスチック使用製品廃棄物について、再商品化等を行う業務  
※詳細は、別紙、仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

#### (4) 履行場所

受注者が市内に有する廃棄物処理施設及び北九州市が指定する場所  
※詳細は、別紙、仕様書のとおり

### 2 担当部局

北九州市環境局施設課(担当:清田、野上)

住 所 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電 話 093-582-2184

FAX 093-582-2196

MAIL kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

### 3 募集・選定の手順(予定)

選定スケジュールは、以下のとおり予定している。都合により変更する場合は、全参加者へ事前に連絡する。

令和7年12月12日(金) 公告

令和7年12月12日(金) 入札説明書等配布

令和7年12月19日(金) 入札説明会

令和7年12月26日(金) 質問書提出期限

令和8年 1月13日(火) 入札参加表明書提出期限

令和8年 1月19日(月) 入札書等提出期限

令和8年 1月20日(火) ~ 令和8年2月19日(木) 開札、各審査

令和8年 2月20日(金) 入札(総合評価方式)選定結果通知

### 4 競争入札の参加資格に関する事項

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 入札書等の提出日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の開始若しくは更生手続の開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の開始若しくは再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 共同企業体での入札参加者は、自主結成により共同企業体を結成すること。また、全ての構成員が前各号の要件を全て満たすこと。  
なお、共同企業体の構成員は、本件入札に参加する単独での入札参加者又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- (5) その他仕様書のとおり。

## 5 入札説明書等の配布及び内容についての質問の受付及び回答

- (1) 入札説明書等の配布  
公告の日から、北九州市環境局施設課で交付する。
- (2) 質問の受付  
入札説明書等の配布資料の内容についての質問がある場合は、質問書(様式1)に質問事項を記入の上、「2 担当部局」まで電子メールにて提出すること。  
(電話等、他の方法による質問は不可とする)
- (3) 質問受付期間  
公告の日から令和7年12月26日(金)正午まで
- (4) 質問の回答  
提出された質問への回答は、令和8年1月13日(火)までに、全ての質問に対して質問者名を伏せて入札参加者全員に、電子メールにて回答する。

## 6 入札説明会

- (1) 日 程 令和7年12月19日(金)午前10時
- (2) 場 所 北九州市役所本庁舎 地下2階 第5入札室
- (3) 開催にあたり、事前連絡が必要となった場合は別途通知するものとする。
- (4) 入札参加者は必ず出席すること。入札説明会に欠席の場合は、特別な理由がない限り、入札への参加を認めないものとする。
- (5) 出席者は原則として各社2名以内とする。3名以上の出席の場合はあらかじめ連絡すること。

## 7 入札書等の提出

- (1) 入札説明会に参加し、この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、下記の提出書類を所定の期日までに提出しなければならない。この場合において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、期日までに当該書類を提出しない者又は資格等がないと認められた者は、失格とする。
- (2) 提出書類
- ①入札参加表明書(様式2)
  - ②会社概要(様式3)
  - ③技術及び業務遂行計画書(様式4)。なお、本説明書「8 技術及び業務遂行計画書の作成について」に記載の事項に従い、作成すること。
  - ④入札書(様式5)。本説明書「9 入札書の作成について」に記載の事項に従い、作成すること。
  - ⑤見積明細書(任意様式)
- (3) 提出場所 「2 担当部局」と同じ
- (4) 提出期間 入札説明会の日から令和8年1月19日(月)まで  
(但し、①については令和8年1月13日(火)まで)
- (5) 提出部数 1部(ただし、③については電子媒体でも提出すること)
- (6) 提出方法 持参または郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)とする。  
持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から正午までと午後1時から午後5時までの時間とする。郵送の場合は、提出期間最終日の午後5時必着のこと。期限までに到達しない場合は無効とする。
- (7) 入札保証金 入札価格の100分の5以上を納付すること。ただし、北九州市契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (8) 入札の手順等本書に定めるもののほか、配布の「入札心得」による。
- (9) 提出書類の電子様式は、入札参加者に、北九州市環境局施設課より、電子メールで送付する。
- (10) 辞退 本入札への参加を辞退する者は、「入札辞退届(様式6)」を作成し、令和8年1月26日(月)までに「2 担当部局」へ提出するものとする  
(郵送可)。

## 8 技術及び業務遂行計画書の作成について

以下の記載に従い作成すること。

### (1) 技術及び業務遂行計画書作成要領

- ア 表紙に会社名欄、担当者欄及び提出者欄の必要事項を記入のうえ提出すること。
- イ 方針・妥当性、具体性・実施方法等、簡潔に分かり易く記載すること。
- ウ 不明瞭な記述等があった場合はヒアリングの実施及び追加書類等の提出に応じること。
- エ 実現不可能な記載があった場合は無効とする。

## (2) 項目概要

以下の各項目について記載し、これに基づき、総合評価を行うもの。

### ア 市の環境政策との整合

#### ①3Rの推進による最適な「地域循環共生圏」の構築

以下の本市環境政策実現に資すること

- ・資源の分別を徹底し、3Rの一翼を担うリサイクルを推進する
- ・プラスチック製品のリサイクルの先駆的な実施につながる等

#### ②循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展

以下の本市環境政策実現に資すること

- ・市民啓発により、市民一人ひとりによる環境への意識を強化し、実際の行動を推進する
- ・幼少期から高齢期までの環境教育を実現する等

#### ③脱炭素社会・自然共生社会への貢献

以下の本市環境政策実現に資すること

- ・循環経済の実現に向けた国の施策と整合が取れている
- ・脱炭素社会への貢献として、施設における省エネ対策を導入している
- ・自然共生社会の実現
- ・SDGsの実現等

#### ④「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進

以下の本市環境政策実現に資すること

- ・「地消・地循環」を実現するため、本市に蓄積する廃棄物処理・リサイクルの技術や人材等の基盤を活用している
- ・リサイクルを軸とした環境産業の創出、育成、支援につなげる
- ・環境国際協力・環境国際ビジネスを促進する等

### イ 再商品化計画の大臣認定

#### ①適切な業務計画の立案

#### ②業務に必要なリソースの担保

#### ③業務に関する過去の実績、健全な経営状況

#### ④リサイクル手法

再商品化製品の活用方法

### ウ リスク管理等

#### ①設備や機器の信頼性、耐久性、保守体制

#### ②災害、事故等の緊急時対応、業務継続性

#### ③火災の発生及び延焼予防設備等

### エ その他本市施策

#### ①障害者従業員の雇用(新規雇用含む)

## 9 入札書の作成について

### (1) 入札書作成要領

入札説明書等を満たし、技術及び業務遂行計画書の内容を実現するために必要となる北九州市負担分の全ての費用を対象とする。次項に従い、入札書(様式5)に費用を記入し、入札者の住所、商号、氏名の記入・押印のうえ、提出すること。

なお、費用の根拠として、北九州市負担分の各項目の単価、特定事業者負担分の単価と各項目の処理見込み量を明記した見積明細書を提出すること。

### (2) 入札費用

入札説明書等を満たし、技術及び業務遂行計画書の内容を実現するために必要となる北九州市負担分の全ての業務の費用を記載すること。

### (3) その他注意事項

入札書の内容に疑義が認められる場合、本市より照会を行う場合がある。また、適正な評価を実施するため、明らかな記載漏れがあった場合でも、入札書の再提出は認めない。

## 10 落札者の選定について

### (1) 選定方法

落札者の決定にあたっては、技術及び業務遂行計画書の内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適な事業者を選定するため、資格及び基礎審査を行った上で、技術面の評価である「技術点」及び入札価格の評価である「価格点」を合算する総合評価方式を採用する。採点結果を集計のうえ、最も得点の高い者を落札者とする。

### (2) 資格及び基礎審査、評価方法

#### ア 資格及び基礎審査

提出された入札書等について、入札価格が本市の予定価格を上回っていないか、また、業務仕様書等との整合を確認する。予定価格を上回る場合、業務仕様書等と不整合がある場合は、失格とする。

#### イ 評価点全般に関する共通事項

資格及び基礎審査を通過した者について、各評価項目を点数評価し、総合評価を行う。各評価点の配分は、技術点 320 点、価格点 80 点の400点満点とし、採点結果を合計したものを総合評価点とする。

#### ウ 技術点の評価方法

提出された技術及び業務遂行計画書について必要に応じてヒアリングを実施し、「8 技術 及び業務遂行計画書の作成について」で示した項目ごとに審査委員会において評価を行い採点し、評価点とする。

エ ヒアリングにおいて、提出された技術及び業務遂行計画書の内容について質疑があった場合は、これに応じること。なお、ヒアリング方法等については、別

途通知するものとする。

オ 価格点の評価方法

入札書の価格の最低価格入札額を満点(80点)とし、それ以下は最低価格入札額との比率を用いて得点を算定(小数点第1位を四捨五入)し、「価格点」を与える。

## 11 落札者の決定方法等

- (1) 失格となる者以外の入札者に対して、提出された入札書等による総合評価を行い、落札者を決定する。
- (2) (1)にかかわらず、落札者となるべきものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- (3) 落札者が決定した場合は、落札者にその旨を通知する。
- (4) 総合評価点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (5) 選定結果については、総合評価を行った全者に書面で通知する。

## 12 契約に関する事項

- (1) 契約保証金は契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書の作成
  - ア 契約書は2通作成し、北九州市及び契約の相手方(以下「受託者」という。)が各1通を保有するものとし、まず受託者が契約書の案に記名押印を行い、当該契約書の案を提出又は送付を受けて、市長がこれに記名押印した後、受託者に、当該契約書1通を送付する。
  - イ 市長が、受託者とともに契約書に記名押印しなければ、この契約は確定しないものとする。
  - ウ 契約書の作成に関する費用は、全て落札者の負担とする。
- (4) 落札者は、契約締結までの間に、当該業務委託にかかる費用の内訳書を提出すること。
- (5) この契約期間中における契約内容の変更等を考慮し、契約の変更を前提にした条項を設け、契約書に明記することとする。

## 13 その他の注意点

- (1) この調達について苦情の申し立てが行われた場合、調達手続きの停止等が行われ

る場合がある。

- (2) 入札関係資料を入手したものは、これを当該入札以外の目的で使用してはならない。
- (3) 共同企業体又はコンソーシアムで入札を希望する場合は、環境局施設課の本件担当者に連絡すること。
- (4) 提出書類の作成等に要する費用他、全ての費用は入札参加者の負担とする。
- (5) この調達に関して提出された書類等(以下「提出書類等」という。)に虚偽の記載をした者は失格とする。
- (6) 提出書類等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。
- (7) 本市が提示する様式の著作権は本市に帰属し、入札参加者の提出書類等の著作権はそれぞれの入札参加者に帰属する。なお、この調達の結果等を公表する場合及びその他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類等の全部または一部を使用できるものとする。
- (8) 提出書類等の返却は行わない。